

第四次地域福祉計画 地域福祉活動計画 進行管理シート	基本目標 3 すべての人にやさしい福祉のまちづくり
	施策の方向性 (1) 包括的な相談支援・情報提供体制の強化
	取組み 1) 包括的な相談支援体制の充実

施策タイトル	①相談窓口の充実強化		
計画内容	・各課における相談対応職員の適正配置を図るとともに、職員研修の計画的な実施等により、相談対応職員の資質向上に努めます。		
取組状況	<ul style="list-style-type: none"> ・専門の相談対応職員の配置は無いが、窓口対応時においては常に親切、丁寧な説明を行うよう心がけている。また必要に応じて「こども政策課」の子育て支援員へ繋げ、情報の提供に努めている。(子育て支援課) ・市内4か所に設置された地域包括支援センター(委託)においても、市民により身近な相談窓口として専門性を発揮できるように総合相談を行っている。高齢者の相談窓口に関するパンフレットや市報への掲載等を通じ、市民や関係団体への周知を行った。(介護長寿課) 市民相談員・消費生活相談員を適正に配置し、弁護士や司法書士を講師とした勉強会を実施するとともに、国民生活センターや日本消費者協会の研修に参加し、相談員の資質向上に努めた。(生活安全課) ・母子父子自立支援員、児童扶養手当担当職員、女性相談員、家庭相談員外、各個別の関連研修を適時受講するように努めている。(児童家庭課) ・健康相談事業：健康診査の結果等から保健指導が必要とされた方、また健康に関する相談を希望する方に対し健康相談を実施。 ・特定保健指導事業：特定健診の結果から保健指導が必要と判断された方を対象に、生活習慣の見直しや栄養に関する相談、医療機関受診案内を実施。(健康増進課 健診指導係) ・母子健康相談(ふたば健康相談)：妊娠期から子育て期、思春期、更年期などにおける相談に、保健師・助産師・栄養士が対応する。(健康増進課 すこやか親子係) ・専門の相談対応職員の配置は無いが、窓口対応時において必要に応じて他部署へ案内しており、様々なケースに対応できるよう他課との情報共有に努め、常に親切、丁寧な説明を行うよう心がけている。(国民健康保険課) ・相談支援員、住居確保・就労支援員を配置し、生活困窮者の様々な相談に対応している。支援員は国が定める生活困窮者自立支援制度の必須研修を計画的に受講するなど、相談対応力の向上に努めている。(福祉総務課) ・福祉事務所新任者向けに研修を実施。(福祉総務課) ・相談及び支援内容に応じて各課や関係機関と連携し対応した。相談支援員のスキルアップ研修については県主催、関係課研修の受講を促している。(障がい福祉課) 		
実績値	①勉強会(弁護士)：1回(生活安全課)	②勉強会(司法書士)：1回(生活安全課)	③消費生活相談員研修参加：3回(生活安全課)
	④健康相談事業(特定保健指導等含む)週4日(月・火・水・金)196日実施(健康増進課)	⑤母子健康相談21回(健康増進課)	⑥新規相談件数：353件(生活困窮者自立相談支援機関)(福祉総務課)
	⑦年間参加研修数 31講座(保護課)	⑧年間参加延件数 158名(保護課)	⑨福祉事務所研修会1回(福祉総務課)
課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・人事課主催で行われている各種研修等(窓口、電話対応、クレーム対応等々)へ参加し職員のレベルアップを図る。(子育て支援課) ・庁内、市民ともに地域包括支援センターの周知も進んでいるが、まだ知らない人もいるため、周知活動を継続する必要がある。(介護長寿課) ・保健相談センターが手狭で相談場所の確保に苦慮している。(健康増進課) ・生活困窮者自立相談支援機関には、生活困窮に関する相談のほか、福祉六法をはじめ制度の狭間にある様々な相談が寄せられるため、対応する相談員等の専門性や対人援助業務経験などが問われる。機関として安定的に運営ができるよう、職員の適正配置や体制強化が必要である。(福祉総務課) ・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、研修の開催手法等について、検討を要した。(福祉総務課) ・保護受給者に対し、適正な職員(CW)配置がされていない。 ・生活保護業務は、知識がないと対象者を適切な機関につなげないため、多岐にわたる知識や相談援助の経験が必要であるが、知識の習得に時間や経験を要することが多い。(保護課) ・通年、社会福祉士等の専門職の求人を実施しているが人材確保に至っていない。(障がい福祉課) 	今後の方向性	<p>上記の取り組みを続けていく。(子育て支援課) ・地域包括支援センターのパンフレットの配布や活動を市報に掲載することで、地域住民への認知度アップに取り組む。(介護長寿課) ・今後も継続して取り組んでいく(生活安全課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健相談センターの部分改修も検討しながら、市民に寄り添った相談事業を実施する。(健康増進課) ・相談対応職員の資質向上のため、福祉事務所や庁内外で開催される研修への積極的な参加を行う。(福祉総務課) ・福祉事務所、庁内外で開催される研修について職員へ周知、参加に努める。また、引き続き、所内研修を計画的に開催することにより、職員の資質向上に努める。(保護課) ・今後も継続して取り組んでいく。(障がい福祉課)
課名	福祉推進部・健康推進部各課、生活安全課	事業評価(A~E)	A

施策タイトル	①包括的な相談支援体制の推進		
計画内容	<p>・地域支え合い活動委員会や各相談支援機関だけで解決できない複合的な個別支援への対応方策を検討するため、「相談支援包括化推進会議（仮称）」の設置を検討し、社会福祉協議会や地域包括支援センター、企業、自治会等とも協働しながら必要に応じて協議や調整を行います。</p> <p>・どこに相談してよいかわからない場合や、どんな相談でも断らずに相談を受け止め支援につなげていくことができるよう、各種相談支援機関・相談窓口等（地域包括支援センター、地域子育て支援拠点事業、障がい者相談支援事業所、社会福祉協議会のふれあい相談等）のネットワークの強化を図り、重層的支援体制（相談・参加支援・地域づくり）の構築に努めます。</p>		
取組状況	<p>市内4か所に設置された地域包括支援センター（委託）においても、市民により身近な相談窓口として専門性を発揮できるように総合相談を行っている。高齢者の相談窓口に関するパンフレットや市報への掲載等を通じ、市民や関係団体への周知を行った。（介護長寿課）</p> <p>妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に対応する相談支援として子育て世代包括支援センターにて実施。今後も関係機関との連携を行う。（健康増進課）</p> <p>・生活保護の相談には複雑化した問題を抱えた世帯が少なくないため、その世帯の状況に応じ庁内外の幅広い担当部署と連携しながら課題解決に向け支援にあたっている。（保護課）</p> <p>・R4年度は包括的な支援体制整備に関する研修への参加や、福祉総務課が開催する庁内検討会議へ出席し関係課等との意見交換等を行った。（保護課）</p>		
実績値	①庁内向け研修1回(福祉総務課)	②庁内関係各課との話し合い1回(福祉総務課)	③
課題等	<p>・庁内、市民ともに地域包括支援センターの周知も進んでいるが、まだ知らない人もいたため、周知活動を継続する必要がある。（介護長寿課）</p> <p>・通年、社会福祉士等の専門職の求人を実施しているが人材確保に至っていない。（障がい福祉課）</p> <p>・介護長寿課、障がい福祉課、児童家庭課と予算の協議が必要。（福祉総務課）</p>	今後の方向性	<p>・地域包括支援センターのパンフレットの配布や活動を市報に掲載することで、地域住民への認知度アップに取り組む。（介護長寿課）</p> <p>・引き続き研修や、庁内検討会議へ出席を通し体制の整備に努める。（保護課）</p> <p>引き続き研修や、庁内検討会議へ出席を通し体制の整備に努める。（保護課）</p> <p>・今後も継続して取り組んでいく。（障がい福祉課）</p> <p>・管理職向け研修等を実施し制度理解を図る（福祉総務課）</p>
課名	福祉推進部・健康推進部各課	事業評価(A~E)	B

第四次地域福祉計画 地域福祉活動計画 進行管理シート	基本目標 3 すべての人にやさしい福祉のまちづくり		
	施策の方向性 (1) 包括的な相談支援・情報提供体制の強化		
	取組み 2) 誰もが必要な情報を入手できる仕組みづくり・サービスの質の向上		
施策タイトル	①情報提供の充実		
計画内容	<ul style="list-style-type: none"> 必要とする情報がいつでも入手できるよう、行政サービスや地域に関する情報提供の充実に努めます。広報誌・ホームページに掲載する内容の充実をはじめ、マスコミや防災無線、SNS等を活用し、多様な情報提供に努めます。 		
取組状況	<ul style="list-style-type: none"> 市報やSNS等、各種媒体を活用して情報発信に努めた。引き続き、福祉情報をはじめ市の行政サービス等の情報発信に努める。(秘書広報課) 市報、市ホームページを活用し、公立保育所や子育て支援センターの情報を市民に周知した。(子育て支援課) 市報、市ホームページを活用し、公立保育所や子育て支援センターの情報を市民に周知した。(子育て支援課) 市民へ幅広く周知・情報提供するため、様々なツールを活用している。事業の案内や教室、講座開催等について、市報への掲載や課内へのパンフレット設置、ホームページを通して周知を図った。(介護長寿課) 市報・ホームページ・SNSを利用してサービスの情報提供に努めている。 令和4年度低所得の子育て世帯に対する世帯生活支援特別給付金についてSNSでの情報発信を行った。 地域のFMラジオで要対協の仕組みや子育て講座プログラムをPRしたり、市公式LINE、Facebookを活用した情報提供を行った。(児童家庭課) 年間計画に沿って健康情報を発信した。また、これまで実施していた市報やホームページだけでなく、チラシやSNS等、多くの媒体を活用した情報発信に努めた。(健康増進課) 毎年度国民健康保険の概要が分かる「国保ガイド」を作成し、窓口で国民健康保険の新規加入者へ配布を行い、加えて当初納税通知書発送の際に同封している。(国民健康保険課) 生活困窮者自立支援制度や各種事業について市ホームページで周知を図った。(福祉総務課) 生活保護の周知のため、市報へ掲載を行った。(R5年2月号)(保護課) 生活保護制度についてのホームページの掲載内容の見直しを行った。(R4年11月)(保護課) 市外からの転入者へ、市民を通して福祉サービスの受付窓口一覧を作成し配布している。(福祉総務課) 		
実績値	①市報発行 年12回 (秘書広報課)	②SNS等を活用した健康情報発信(81回/年)(健康増進課)	③
課題等	<ul style="list-style-type: none"> 市報の掲載スペースに係る充実した福祉情報の掲載については、引き続き課題ではあるが、他媒体等を活用して情報の発信に努めていきたい。(秘書広報課) ホームページの適切な更新(子育て支援課) ホームページの更新も適宜行っているが、時折、古い情報が残っていることがある。(介護長寿課) 市民がさまざまな媒体により情報収集できるよう努めているが評価が困難。(健康増進課) 毎年度「国保ガイド」の見直しを行い、制度改正などの点について修正を行う。(国民健康保険課) 新型コロナウイルス感染症の影響により、自治会訪問等による制度周知の機会を見送っていたため、市ホームページ等での情報発信にとどまっていた。市報等の情報が行き届かない方々への情報提供のあり方を工夫する必要がある(福祉総務課) 「生活保護のしおり」のホームページへの掲載はできていない。 市報やホームページでは情報が行き届かない方への情報の届け方を工夫する必要がある(保護課) 情報が得られにくい方々、例えば、聴覚障害者に対して、ホームページに掲載している動画(市長コメント等)に手話通訳を付けるなど、あらゆる方々へあらゆる情報が提供できるよう工夫が必要。(障がい福祉課) 	今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> SNS Facebook・LINE)を活用した情報発信については、リアルタイムに情報を発信できるツールとして、市民に迅速に情報を発信することができるメリットがあるものと考えている。そのため、各SNSの登録者数を増やすことで、より多くの市民へ情報を発信することが可能であることから、今後は市民ニーズを把握しながら、市民が求める情報をリアルタイムに発信することに努めていくことが必要となっている。(秘書広報課) 今後も、市民に必要な情報をわかりやすく提供できるよう努める。(子育て支援課) ホームページの情報更新を定期的に行えるよう体制を検討する(介護長寿課) 今後もできるだけ速やかな情報発信に努める。(児童家庭課) ターゲットに合わせ、広報係との連携により効果的な情報発信強化に努める。(健康増進課) 上記の取り組みを続けていく。(国民健康保険課) 市ホームページ以外にも、市報やSNS等を活用した情報発信の方法を検討すると共に、自治会や民生委員等地域関係者への制度周知を図っていきたい。(福祉総務課) 「生活保護のしおり」のホームページの掲載を検討(保護課) 今後も継続して取り組んでいく。(障がい福祉課)
課名	福祉推進部・健康推進部各課、秘書広報課		事業評価(A~E)
			B

施策タイトル	②情報バリアフリー化の推進		
計画内容	<ul style="list-style-type: none"> ・市の作成する印刷物などは可能な限り大きな文字による表記に努めるとともに、できる限りわかりやすい表現を用いるなど、内容を伝える工夫を行います。 ・視覚障がい者や聴覚障がい者など情報入手に配慮が必要な方に対しては、音声・点字による情報提供や、手話通訳者・要約筆記者を派遣するなど、情報のバリアフリー化に努めます。また、手話通訳者の不足がみられることから、確保に向けた対応を検討・実施していきます。 ・外国人に対しても適切に情報発信を行えるよう、事業・制度の説明の英訳化や多言語化対応の充実を図ります。 		
取組状況	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月市報ぎのわんのデータを提供して、社協で活動している「点訳友の会」の協力により、点字版を作成し、視覚障がい者へ提供してもらっている。 今年度からユニバーサルフォントを使用し、見やすさに配慮した市報づくりを心掛けている。(秘書広報課) ・外国人が窓口に来た際に、他課で配置されている英語通訳者や窓口用自動翻訳機を活用して対応した。(子育て支援課) ・情報入手に配慮が必要な方については、障がい福祉課の窓口を活用するなどし、適切な対応に努めた。(介護長寿課) ・平成29年度から国際交流員(英語)1名を配置。行政手続きにおける通訳、翻訳のほか市報英語版の作成を行っている。また、多言語通話サービスの積極的な活用を促しや、市公式Facebookの発信、多言語ガイドブック(英語版・中国語版)に続くやさしい日本語版の発刊など外国人住民に対して行政サービスの向上に努めている。(市民協働課) ・事業や相談窓口などに関する広報、印刷物はわかりやすく見やすい表記に努めている。 ・児童扶養手当については市民協働推進課の国際交流員等の協力により英訳による説明資料を作成している。 ・女性相談、養育支援訪問事業のパンフレットを英訳し活用している。(児童家庭課) ・事業の広報として健康カレンダー、市報、ホームページ、健診ガイド、特定健診受診案内ハガキ等で情報提供を行っている。案内文はなるべく分かりやすい表記に努めている。(健康増進課) ・外国人に対しても適切に情報発信を行えるよう、事業・制度の説明の英訳化や多言語化対応の充実を図ります。(国民健康保険課) ・平成30年度に「生活保護のしおり」をひらがな表記やイラストなど見やすくし、内容の一部追記も含め改定を行った。併せて英訳版についても作成し、外国人世帯の相談がある場合に活用している。(保護課) ・手話通訳者を3名設置し、聴覚障がい者に対する庁内窓口等の手話通訳対応を行っている。また、聴覚障がい者が日常生活において手話通訳が必要な場合に、手話通訳者や要約筆記者の派遣事業も行っている(障がい福祉課) 		
実績値	①市報ぎのわん 年12回発行 (秘書広報課)	②窓口通訳：約336件 翻訳：約70件 やさしい日本語講座：1回 (市民協働課)	③情報発信を行う媒体作成時は、読みやすく簡潔に作成するよう適宜修正した。(健康増進課)
課題等	<p>市報の紙面確保は引き続き課題ではあり、フォントを大きくするなど対応は難しい面があるが、行間を広くとるなど、可能なかぎり見やすい紙面づくりを心掛けたい。(秘書広報課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・英語のみならず多種多様な言語への対応が求められている。(子育て支援課) ・介護保険制度が複雑で、また、特にこのような制度がない外国人には説明が困難。(介護長寿課) 全ての在住外国人が英語を理解できるわけではない。また、全ての外国人に対し母語で情報を提供することも不可能である。在住者の中には、ある程度の日本語を理解できる方も少なからずいる現状を踏まえ「やさしい日本語」による行政サービスの提供に積極的に取り組む必要があると考える。(市民協働課) ・分かりやすい後方に努めているが、外国語対応、視覚・聴覚障がい者向けの案内対応までには至っていない。(健康増進課) ・様々な国籍の外国人に対して対応が課題。(国民健康保険課) ・外国籍の方からの相談が増えており、特に英語圏以外の方への情報提供や相談に苦慮している。音声・点字による情報提供には対応できていない。(保護課) 	今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き対応していきたい。(秘書広報課) ・今後も、すべての市民に情報を伝えられるよう随時対応していく。(子育て支援課) ・外国人の対応については、全庁的な対応が必要だと考える。(介護長寿課) ・やさしい日本語の普及と積極的な活用(市民協働課) ・今後もわかりやすい情報発信に努める。(児童家庭課) ・正確な情報をお伝えできるよう、必要に応じて個別に行います。(健康増進課) ・今後も市民に情報が伝えられるよう引き続き対応を行う。(国民健康保険課) ・生活保護制度に関する音声・点字による情報提供について検討する。(保護課) ・継続して事業に取り組んでいく(障がい福祉課)
課名	福祉推進部・健康推進部各課、 デジタル推進課、 秘書広報課、障がい福祉課、市民協働課	事業評価 (A~E)	B

施策タイトル	③福祉施設苦情解決委員の周知・充実		
計画内容	宜野湾市福祉施設苦情解決委員について、各施設の利用者への周知を図るとともに、より利用しやすい制度としていくよう、意見箱設置や苦情解決委員による施設めぐり等の検討、苦情受付体制の確立に努めます。		
取組状況	<ul style="list-style-type: none"> ・対象施設に老人福祉センターが含まれているため、福祉施設苦情解決委員に地域包括支援センター長が就任。現在も老人福祉センターで苦情受付はしているが、継続しても施設と協力しながら苦情受付体制の確立に努める予定。(介護長寿課) ・苦情解決委員、児童センター及び老人福祉センターの苦情受付担当者・苦情解決責任者で集まり委員会を開催。苦情の内容を報告し、委員から対応方法について助言をいただいた。(福祉総務課) 		
実績値	①開催：1回（福祉総務課）	②	③
課題等	継続して実施が必要	今後の方向性	・老人福祉センターと協力しながら苦情受付体制の確立、解決対応に努める。(介護長寿課)
課名	福祉総務課、介護長寿課、こども政策課、子育て支援課	事業評価(A~E)	B

第四次地域福祉計画 地域福祉活動計画 進行管理シート	基本目標 3 すべての人にやさしい福祉のまちづくり		
	施策の方向性 (2) バリアフリーのまちづくり		
	取組み 1) 外出・移動支援の推進		
施策タイトル	①重度身体障害者移動支援の推進		
計画内容	<ul style="list-style-type: none"> ・重度身体障害者移動支援事業を継続し、車いすを利用している障がい者・高齢者を対象にリフト付き車両の貸し出しを行います。 ・より多くの方に利用していただけるよう、広報の強化を図ります。 		
取組状況	宜野湾市社会福祉協議会に委託して実施している。		
実績値	①79件	②	③
課題等	利用者が固定化されている傾向がみられる。より多くの方に利用してもらうため、広報方法を工夫する必要がある。	今後の方向性	継続して事業に取り組んでいく
課名	障がい福祉課	事業評価 (A~E)	B
施策タイトル	②身体障がい者自動車運転免許取得事業・身体障がい者改造費助成事業の実施		
計画内容	自動車免許の取得や、運転装置取付等の自動車改造に係る費用の一部を助成することにより、障がい者の社会参加と自立促進を図ります。		
取組状況	宜野湾市社会福祉協議会に委託して実施している。 (対象者) ・運転免許取得事業：身体障害・療育・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けており、就労等社会参加のために免許を取得しようとする者。 ・改造費助成事業：重度身体障害者で上肢・下肢・体幹機能障害の身体障害者手帳を所持している者。		
実績値	①免許取得事業4件	②改造費助成事業2件	③
課題等	改造費助成事業の対象者について、重度障害者以外でも改造を必要とするケースも考えられるため、対象者の範囲を検討する必要がある。	今後の方向性	対象者の範囲の検討も含め、継続して事業に取り組んでいく。
課名	障がい福祉課	事業評価 (A~E)	B

第四次地域福祉計画 地域福祉活動計画 進行管理シート	基本目標 3 すべての人にやさしい福祉のまちづくり		
	施策の方向性 (2) バリアフリーのまちづくり		
	取組み 2) バリアフリーな環境整備の推進		
施策タイトル	①沖縄県福祉のまちづくり条例の推進		
計画内容	<ul style="list-style-type: none"> ・「沖縄県福祉のまちづくり条例」に沿って、すべての人が積極的に社会参加を促進することができるよう、生活環境のバリアフリー化を促進し安全でやさしいまちづくりを推進します。 		
取組状況	<ul style="list-style-type: none"> ・かにくばる公園においてバリアフリー対応水飲みとバリアフリー対応設備一体型トイレの設置を行った。(都市計画課) 西普天間住宅地区内都市計画道路の西普天間線、喜友名線の工事に着手し、バリアフリーな整備を進めています。(市街地整備課) ・道路整備において、歩道の段差解消(セミフラット式)に取り組み、まちづくりや生活環境の安全性を推進することに努めた。(道路整備課) ・建物の新築または改修を行う際に「沖縄県福祉のまちづくり条例」に沿って設計及び整備を行っている。(建築課) 		
実績値	①トイレ1個所、水飲み1個所 (都市計画課)	②道路整備中(未供用) (市街地整備課)	③新城地区学習等供用施設新築工事(建築課)
課題等	<p>西普天間地区は基地跡地での整備であり、すぐに道路が完成するものではないため、実績値が上がりにくい(市街地整備課)</p> <p>設計段階で周辺交通の必要性・必要性・経済性を検討しながら進める必要がある。(都市計画課)</p>	今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・今後整備を行う公園においてもバリアフリー化を行っていく。(都市計画課) ・土地区画整理事業のスケジュールに合わせて、道路構造令及びバリアフリー基準に沿って整備を進める(市街地整備課) ・検討事項は多くあるが、引き続き取り組んでいく。(道路整備課) ・継続して取り組む(建築課)
課名	建築課、道路整備課、都市計画課、市街地整備課	事業評価 (A~E)	A

<p>施策タイトル</p>	<p>②利用者の視点に立った環境整備の推進</p>		
<p>計画内容</p>	<p>・多くの市民が利用する公共施設の建設・改修・整備については、市民や障がい者等の意見を把握し、誰もが使いやすいように配慮した環境整備を進めます。</p>		
<p>取組状況</p>	<p>・住民説明会等で市民の意見も把握しながら、沖縄県福祉のまちづくり条例の整備基準に沿って公園整備計画を行い整備工事を実施している。(都市計画課) ・西普天間住宅地区は、健康まちづくりのモデル地区としており、全市民参加型の健康まちづくり推進という観点では、本計画も網羅できるものとして道路整備を進めています。(市街地整備課) ・市道における交差点付近に段差があり、解消するため補修を行った。(道路整備課) ・建築物の新築や改修設計を行う際に利用者や管理者への意見聴取を行い、誰もが使いやすいような整備を行うようにしている。(建築課) ・宜野湾市海浜公園施設等再編成整備における駐車場整備において、障がい者専用駐車台数増設及び車両周回動線の利便性向上に向けた整備を実施している。(施設管理課)</p>		
<p>実績値</p>	<p>①1個所(かにくぼる公園) (都市計画課)</p>	<p>②道路整備中(未供用) (市街地整備課)</p>	<p>③新城地区学習等供用施設新築工事 大山地区学習等供用施設改修工事 (建築課)</p>
	<p>④宜野湾市海浜公園施設等再編成整備(整備中)(施設管理課)</p>	<p>②</p>	<p>③</p>
<p>課題等</p>	<p>・西普天間地区は基地跡地での整備であり、すぐに道路が完成するものではないため、実績値が上がりにくい(市街地整備課) ・道路維持管理で対応しているが、優先順位と予算との関連があるため、時間を要する。(道路整備課) ・地形を利用した公園施設等においては、高低差の関係上バリアフリー化の対応が困難な箇所が多数ある。(施設管理課)</p>	<p>今後の方向性</p>	<p>・今後の公園整備においても、市民等の意見の把握に努め誰もが使いやすいように配慮した環境整備を進めていく。(都市計画課) ・土地区画整理事業のスケジュールに合わせ、健康まちづくりのモデル地区として、誰もが使いやすい道路整備を進める(市街地整備課) ・段差解消の取り組みを継続していく。(道路整備課) ・継続して取り組む(建築課) ・今後の計画している公園及び施設改修事業において、誰もが使いやすいように配慮した環境整備に努めていく。(施設管理課)</p>
<p>課名</p>	<p>建築課、道路整備課、都市計画課、市街地整備課、施設管理課</p>	<p>事業評価 (A~E)</p>	<p>A</p>

第四次地域福祉計画 地域福祉活動計画 進行管理シート	基本目標 3 すべての人にやさしい福祉のまちづくり		
	施策の方向性 (3) 権利擁護の仕組みの充実 (宜野湾市成年後見制度利用促進基本計画)		
	取組み 1) 成年後見制度の利用促進		
施策タイトル	①成年後見制度の普及・利用の促進		
計画内容	<ul style="list-style-type: none"> ・契約等の法律行為をする上で意思決定が困難な認知症高齢者や知的・精神障がい者の権利や財産を保護し、支援するため、成年後見制度の周知や利用促進に取り組みます。 ・親族による申立てができない場合、市長申立を行います。また、低所得者に係る成年後見制度の申し立て等に要する経費(登記手数料、鑑定費用)及び後見人等の報酬を助成します。 ・成年後見制度の利用促進のため、広報機能、相談機能の他、権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核となる機関(中核機関)の設置、及び連携のための協議会の設置に向けた検討を、関係各課・社協・専門職等で議論し体制を整備します。また、これらの体制整備に向けた取り組みにより、後見人支援や受任者調整など後見活動への体制づくりに取り組みます。(介護長寿課) 		
取組状況	<ul style="list-style-type: none"> ・後見人に対する報酬助成は従来通り行えた。窓口で成年後見制度パンフレットを配布している。市長申立については、手順書と優先度基準シートを作成し、必要な方に迅速に対応出来るよう取り組んでいる。(介護長寿課) ・個別の事例に対して、障がい福祉課・介護長寿課にて支援を行っている。(福祉総務課) ・当事業の担当を明確に定めることにより制度の周知及び利用支援の強化を図る。(障がい福祉課) 		
実績値	①	②	③
課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・後見人が必要な方は年々増えている。必要度や緊急度の高くない人の申請もあり、優先順位を確認する手間が生じている。(介護長寿課) ・中核機関の設置、協議会の設置の検討について検討する機会を設けていない。(福祉総務課) ・権利擁護するためにも必要な制度であるが人員及び他業務との兼務等により決定までに相当の時間を要している(障がい福祉課) 	今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の権利擁護のためにも、必要な制度だが組織体制が不十分である。関係部署での意思統一が必要である。(介護長寿課) ・各部署での対応件数、課題を洗い出し行う。(福祉総務課) ・今後も継続して取り組んでいく。(障がい福祉課)
課名	介護長寿課、障がい福祉課、福祉総務課		事業評価(A~E) C
施策タイトル	②後見人等の確保に向けた関係機関との連携		
計画内容	<ul style="list-style-type: none"> ・後見人の成り手が不足していることから、社会福祉士会や弁護士会、司法書士会等との連携に努めます。 ・法人後見・市民後見について検討を行っていくとともに、市民後見の成り手育成の手法等の研究・実施に努めます。 		
取組状況	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見人制度の利用促進を図る必要があるが、成り手となりうる人材が圧倒的に不足している状況である。市長申立を行っても、家庭裁判所による後見人選定までに2~3か月を要している状況である。(介護長寿課) ・弁護士会や社会福祉士会等の団体への働きかけが必要と考えるが、現状では介護長寿課等関係部署との連携に留まる。(障がい福祉課) 		
実績値	①	②	③
課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度を必要とする方は確実に増加しており、周知が進むにつれ顕在化していくことが予測される。後見人の成り手不足もあるため、早急に市全体で取り組む体制づくりが必要である。(介護長寿課) ・制度の周知と人材の確保の取組を併行し実施していく必要がある。(障がい福祉課) 	今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉士会や弁護士会への働きかけと、後見人についての人材育成も検討する必要がある。(介護長寿課) ・制度の周知と人材の確保の取組を併行し実施していく必要がある。(障がい福祉課)
課名	障がい福祉課、介護長寿課、福祉総務課		事業評価(A~E) D

第四次地域福祉計画 地域福祉活動計画 進行管理シート	基本目標 3 すべての人にやさしい福祉のまちづくり		
	施策の方向性 (3) 権利擁護の仕組みの充実 (宜野湾市成年後見制度利用促進基本計画)		
	取組み 2) 福祉サービス利用援助事業等の充実促進		
施策タイトル	①福祉サービス利用援助事業等の普及		
計画内容	・社会福祉協議会と連携し、広報媒体(広報誌やホームページへの掲載、窓口へのパンフレット設置等)により福祉サービス利用援助事業普及を図ります。		
取組状況	・『宜野湾市福祉保健の概要』にて「宜野湾市権利擁護支援センターうるる」および福祉サービス利用援助事業について掲載を行った。		
実績値	①	②	③
課題等		今後の方向性	継続して事業に取り組んでいく。
課名	福祉総務課	事業評価(A~E)	B
施策タイトル	②「宜野湾市権利擁護支援センターうるる」の充実		
計画内容	・「宜野湾市権利擁護支援センターうるる」について専門員の確保・充実に努めるとともに、成年後見制度の中核機関としての機能を包含させていく事も含め、機能の拡充や運営のあり方について検討していきます。		
取組状況	・委託している市社協と定例会を行うなどし、権利擁護センターの運営状況等について情報共有を行った。		
実績値	①市社協と定例会(年5回)	②	③
課題等	施策「成年後見制度の普及・利用の促進」と併せて取り組んでいく必要がある。	今後の方向性	成年後見制度の利用促進と併せた、権利擁護の機能の拡充や運営のあり方について、他市の状況も鑑みながら市社協や関係団体との協議を行う。
課名	福祉総務課	事業評価(A~E)	C

第四次地域福祉計画 地域福祉活動計画 進行管理シート	基本目標 3 すべての人にやさしい福祉のまちづくり		
	施策の方向性 (3) 権利擁護の仕組みの充実 (宜野湾市成年後見制度利用促進基本計画)		
	取組み 3) 擁護を必要としている市民の発見・支援		
施策タイトル	①人権相談等の周知		
計画内容	<ul style="list-style-type: none"> ・市民に対して幅広く人権意識の啓発を図っていくとともに、人権相談窓口や虐待に対する相談窓口の周知、虐待相談の対応の充実を図ります。 ・学校等とも連携し、児童生徒に直接届く啓発方法の実施を検討していきます。 		
取組状況	<ul style="list-style-type: none"> ・介護長寿課窓口と市内4か所の地域包括支援センターが権利擁護に対応している。専門職が専門的かつ継続的な視点で支援を行っている。また、地域包括支援センターと連携を図り、窓口相談から虐待対応、措置入所まで対応している。(介護長寿課) ・庁内や自治会、市HP、市公式SNS等において、人権ひとりごと相談所(毎月第3木曜日)や人権特設相談会(6月1日人権擁護委員の日、12月の人権週間)、人権作文コンテスト等の案内を掲載し、人権意識の啓発を図った。また、小中学校や児童センターにおいて、人権教室を開催し、児童生徒に人権意識の啓発を図った。さらに、令和3年度に作成した動画「SNS等のネットにおける人権侵害」をR4年度も市公式YouTubeで継続して配信した。(生活安全課) ・個々の相談等において、擁護を必要としている市民を発見した場合、速やかに関係部署、関係機関への相談を促すとともに、情報提供等に努めている。 ・毎年、小学校および中学校の入学オリエンテーションに合わせて要保護児童対策地域協議会のリーフレットを配布している。 ・児童虐待防止推進月間に合わせて啓発ポスターを小中学校や保育園・市内商業施設等へ配布、大型スーパーや銀行でのパネル展開催し啓発活動に努めている。(児童家庭課) ・課内に障がい者虐待対応の専門職(社会福祉士)を設置し、虐待通報が入った際迅速に対応する体制を整備済み。(障がい福祉課) 		
実績値	①人権特設相談会：2回 (生活安全課)	②人権教室開催数：27回 (生活安全課)	③
課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待対応の件数は増加しており、内容も複雑になっている。そのため対応に苦慮するケースが増えている。(介護長寿課) ・より児童生徒へ伝わる手法を検討する。(児童家庭課) <p>障がい者虐待のみならず人権、差別、合理的配慮についても周知及び理解・啓発の取組みが必要である。(障がい福祉課)</p>	今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き地域包括支援センターと連携し、迅速に対応していく。(介護長寿課) ・後も継続して取組んでいく(生活安全課) ・児童生徒にもわかりやすい児童虐待防止等に関するポスターを作成し、小中学校へ掲示していきたい。(児童家庭課) ・今後も継続して取り組んでいく。(障がい福祉課)
課名	生活安全課、児童家庭課、障がい福祉課、介護長寿課	事業評価 (A~E)	B
施策タイトル	②要保護児童対策地域協議会の充実		
計画内容	<ul style="list-style-type: none"> ・要保護児童対策地域協議会の継続実施を図る中で関係機関との連携体制の充実に努めるとともに、継続支援のために、進行管理とケース支援方法の確立を図ります。 		
取組状況	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍の中、感染防止を徹底しながら代表者会議や実務者会議、個別支援会議を実施した。また支援者の資質向上のための研修会をオンライン配信としたことで視聴者の都合に合わせて受講ができたと評価を頂いた。 ・要対協に登録した児童等の支援進捗管理のため進行管理会議を年5回開催した。より支援困難なケースは要保護児童相談支援アドバイザー(児童相談経験が豊富な方や心理士等)によるスーパーバイズを受ける機会(年4回)を設けている。 		
実績値	①個別支援会議48回(暫定値)	②実務者会議4回	③進行管理会議5回
課題等	児童虐待の相談は増加、内容も複雑なため、要対協構成員や支援者のスキルアップが必要である。	今後の方向性	支援者等が求める研修の機会を提供する。
課名	児童家庭課	事業評価 (A~E)	B

施策タイトル	③高齢者や障がい者への虐待防止対策の充実		
計画内容	・高齢者や障がい者への虐待防止・早期発見を図るため、宜野湾市高齢者虐待防止ネットワーク協議会の定期開催をはじめ、障がい者自立支援協議会（療育部会及び相談部会）等の場において、関係機関との連携体制の強化・情報の共有を図るとともに、対応策の検討・実施を図ります。		
取組状況	・おかえり支援ネットワークについて、各地域包括支援センター、警察署等の関係機関とのネットワークは機能しており、協議会も開催した。また自動販売機とITを組み合わせた検索システム構築も進んでいる。（介護長寿課） ・虐待の発生・通報事例について、通報があったときは障がい者虐待マニュアルにのっとりコア会議を開催し組織的に取り組んでいる。（障がい福祉課）		
実績値	①おかえり支援ネットワーク登録者は73人（令和5年3月末）（介護長寿課）	②	③
課題等	・道迷いの発生により、おかえり支援ネットワークが稼働するのは年に数件のため、定期的な模擬訓練が必要。（介護長寿課） 障がい者虐待の防止のみならず早期発見の視点から事業所及び市民に対して虐待における通報義務、相談窓口、制度の周知等継続した取組みが必要である。（障がい福祉課）	今後の方向性	・制度の充実と地域住民への普及活動の強化を図る。（介護長寿課） ・今後も継続して取り組んでいく。
課名	介護長寿課、障がい福祉課	事業評価 (A~E)	C
施策タイトル	④DV相談体制の充実		
計画内容	・DV（配偶者等からの暴力）等の防止や被害者支援を図るため、児童家庭課に設置されている女性相談窓口や宜野湾市人材育成交渉センター「めぶき相談室」の周知を図ります。 ・DV防止庁内ネットワークにおいて、DV被害者の発見・対応に向けた庁内連携を図ります。		
取組状況	・各課との連携が取れるよう相談員連絡会議での情報交換を年1回行っている。また相談員研修や職員研修を実施し対応する職員のスキルアップ支援を行い、ふくふくでの暴力防止啓発講座やホームページ広報等で相談窓口の周知行っている。（市民協働課） ・平成31年度より女性相談員を2名配置。身近なパートナーからの暴力、離婚問題、その他女性の抱える様々な問題について相談や自立支援を行っています。 令和3年度の相談延べ件数938件、そのうちDV被害相談は167件（令和4年度は集計中）（児童家庭課）		
実績値	①・R4年度相談件数17件（延数） ・内DV相談9件（実人数8名）（市民協働課）	②R4年度職員研修参加人数29名 タイトル：DV被害者への理解と支援（市民協働課）	③令和3年度DV被害相談件数167件（児童家庭課）
課題等	・相談者の抱える課題を解決へ導くため相談員は常に資質向上が求められる。（児童家庭課）	今後の方向性	・引き続き相談窓口の周知を行うと共にDV防止啓発事業を行う。（市民協働課） ・女性問題を含む様々な研修へ積極的に参加していく（児童家庭課）
課名	児童家庭課、市民協働課	事業評価 (A~E)	B